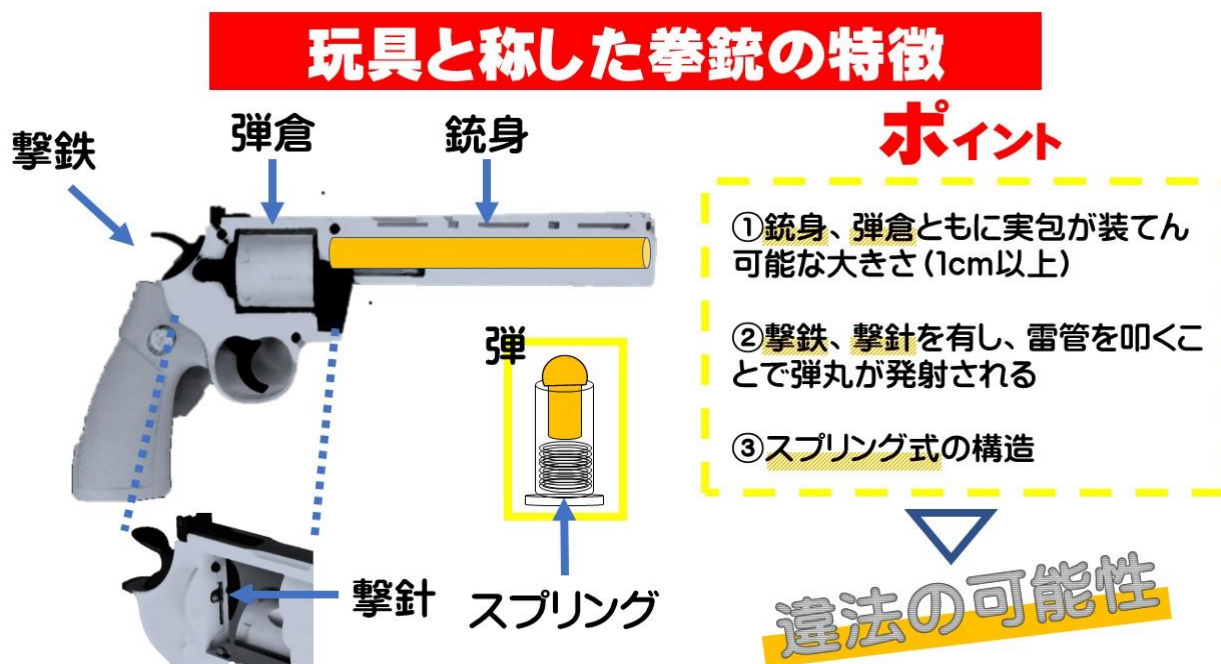


# その玩具銃、違法かも！？

「おもちゃ」と言われる拳銃でも、以下の特徴がある玩具拳銃は、銃刀法上の「拳銃」に該当し、所持すると銃刀法違反に問われるおそれがあります！！



## 玩具と称した拳銃の特徴（詳細）

- ・ 銃身、弾倉ともに実包が装てん可能な大きさである（約1cm）
- ・ 実包の薬莖に模したプラスチック型の弾が付属している  
（※ 弾の中には、スプリングが内蔵されており、スポンジ・プラスチック製の弾頭を飛ばす仕様）
- ・ 撃鉄、撃針を有し、撃針（雷管を叩く針）が弾の雷管（実包の後端部）を叩くことで弾丸が発射される構造である
- ・ 実在する拳銃がモデルとなっているものが多い